

I. 環境影響評価

①カテゴリA案件の場合

環境アセスメント報告書案の作成

1. 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2017年4月)」を参考にする。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA環境ガイドライン(2010年4月)<参考資料>の環境チェックリスト案を必要に応じ作成する。

2. 環境アセスメント報告書案の主な調査項目は、以下の通り。

(1) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。)

(2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- 1) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
- 2) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
- 3) 関係機関の役割

(3) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

(4) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)

(5) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討

(6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

(7) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)の作成

(8) 予算、財源、実施体制の明確化

ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者¹、協議方法・内容等の検討)

¹ 例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

②カテゴリB案件の場合

主要な環境社会影響項目の予測・評価、及び緩和策、モニタリング計画案の作成

1. 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

2. 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

- (1) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
- (2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 1) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等²
 - 2) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - 3) 関係機関の役割
- (3) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
- (4) 影響の予測
- (5) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討
- (6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- (7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- (8) 予算、財源、実施体制の明確化
- (9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者³、協議方法・内容等の検討)

² JICA 環境ガイドライン上、環境カテゴリが B、C もしくは FI であり、相手国法により EIA の承認が義務付けられている事業について、JICA が事業を行うことになる場合には、その事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

³ 例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

③調査時点で、サブプロジェクトが特定されない場合

1.「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境評価フレームワーク案を作成する。環境評価フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下のとおり。

- (1) プロジェクト及びサブプロジェクトの概略、サブプロジェクトの EIA/IEE がプロジェクトの承認前に作成されなかった理由
- (2) 環境評価及び管理に係る、当該国及び地方法、規制及び基準の妥当性評価、サブプロジェクトの準備及び実施に係る目的と方針、国内法及び JICA の要件を遂行するうえでの借入人／実施機関の組織的能力評価及び能力開発の必要性有無
- (3) 支援対象の事業活動と、それらによる環境への影響予測
- (4) 環境アセスとサブプロジェクトの計画に係るプロセス(スクリーニングやカテゴリ分類、環境アセスと環境管理計画の準備に係る要件とスケジュールを含む)、サブプロジェクト選定の環境クライテリア
- (5) 住民協議フレームワーク⁴、情報公開方法(サブプロジェクトの EIA の公開方法を含む)、異議申立方法
- (6) サブプロジェクトの EIA/IEE の準備から承認までの借入人／実施機関、JICA、政府機関それぞれの役割、必要なマンパワー試算、必要あれば能力開発プログラムの提案、このフレームワークを実施するためのコスト積算と予算措置
- (7) モニタリング及び報告体制(JICA への報告体制含む)

⁴ 例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

③カテゴリFI案件の場合

環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準の作成、及び実施機関の環境社会配慮能力の確認

1. 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から見たサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成し、実施機関の環境社会配慮能力を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。
2. 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。
 - (1) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
 - (2) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - 1) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - 2) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との整合性
 - 3) 関係機関の役割
 - (3) 実施機関の環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認(サブプロジェクトにカテゴリ A が選定されないことを明確化する)
 - (4) 実施機関の環境社会配慮能力(ESMS(Environmental and Social Management System))に係る調査実施、強化策の提案(実施機関の環境社会配慮手続き、実施体制、モニタリング体制、過去の事例や経験等を踏まえた ESMS チェックリスト案の作成)

Ⅱ. 住民移転文書

①大規模な非自発的住民移転案件の場合

住民移転計画書の作成

1. 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、住民移転計画書の作成を行う。住民移転計画書には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex AのResettlement Planに記載ある内容及び以下(1)～(11)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、作成に際し、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2019年11月)」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画書作成方針」及び「住民移転計画書」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画書を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

(1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

- 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

(2) 住民移転の必要性の記載

- 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

(3) 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

- 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物

理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

- 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

(4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、小作人、賃借人、売商人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。
- 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

(5) 移転先地整備計画の作成

- 取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、医療等)提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

(6) 苦情処理メカニズムの検討

- 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

(7) 実施体制の検討

- 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。

- 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。
- (8) 実施スケジュールの検討
- 1)補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、2)移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。
- (9) 費用と財源の検討
- 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。
- (10)モニタリング・事業終了評価方法の検討
- 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
 - 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
 - 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- (11)住民参加の確保
- 社会的弱者⁵や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

⁵ 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

②大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合 簡易住民移転計画の作成支援

1. 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下(1)～(12)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- (1) 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む⁶)・樹木や作物の伐採等の必要性
- (2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- (3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- (4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- (5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- (6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- (7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- (8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- (9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- (10) 費用と財源
- (11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- (12) 社会的弱者⁷や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民

⁶ 経済的住民移転に関する考え方については、本事務手続きマニュアル別添 25 を参照。

⁷ 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

③JICAの出融資承諾(或いはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつそのようなサブプロジェクトに用地取得／非自発的住民移転が含まれる可能性がある場合

住民移転フレームワーク案の作成

1.「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、住民移転フレームワーク案の作成を行う。住民移転フレームワーク案に含まれるべき内容は、以下(1)～(13)のとおり。

- (1) 事業目的及び住民移転の必要性
- (2) 住民移転計画を作成できない理由
- (3) 住民移転計画の作成、承認プロセス
- (4) 住民移転の想定数(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)
- (5) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- (6) 再取得価格に基づく損失資産の補償手続き
- (7) 移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- (8) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- (9) 住民移転に責任を有する機関(相手国政府、金融仲介者、エンドユーザー等)の特定及びその責務
- (10) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- (11) 費用と財源
- (12) 実施機関によるモニタリング体制(必須)、独立機関によるモニタリング体制(必要に応じて)
- (13) 住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加⁸を確保するための戦略

⁸ 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

III. 先住民族文書

①先住民族への対策を要する案件の場合

先住民族計画案の作成

1. 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年4月)に基づき、先方政府による先住民族計画(IPP: Indigenous Peoples Plan)案を作成する。また、環境社会配慮助言委員会に「先住民族計画案作成方針」及び「先住民族計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。なお、先住民族計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.10 Annex Bに記載ある以下(1)~(8)の内容が含まれる必要がある。

(1) 社会アセスメントの結果

➤ 社会アセスメントを実施し、以下の 1)~5)を明らかにする。

- 1) 先住民族に関する現地法制度、組織体制
- 2) 事業地域の概要
- 3) 対象先住民族に関する基本情報収集(人口、社会、文化、政治、慣習的、伝統的に利用してきた土地や資源等)
- 4) ステークホルダー分析及びプロジェクト準備、実施、モニタリングにおける協議方法(当該先住民族の文化を反映し、住民の意見を取り入れるために最も適切と考えられる協議方法を提案すること)
- 5) プロジェクトの影響(負の影響のみではなく、正の影響も含む)及び影響を受ける人々の数、影響を受ける人々の属性、生計手段や土地、資源の利用、コミュニティ外との交流状況

(2) コミュニティとの協議⁹の要約

- プロジェクト形成段階に実施され(OP4.10 AnnexA)、当該プロジェクトに対するコミュニティの幅広い支持をもたらした、影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分な情報を提供した上での協議の要約。
- 協議では、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われることが必要である。
- 協議を実施する際は、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議となるよう文化的に適切な手法で開催されることが必要である。住民協議実施方法を工夫し(女性や老人が参加しやすい環境の提供、協議実施を支援する NGO・コンサルタントの雇用、外部有識者によるモニタリング体制の構築等)、プロジェクトに関する情報は、潜在的な負の影響も含めて全ての関連情報を提示する必要がある。
- 住民の意見を十分に確認するために、同一コミュニティを対象に、実施機関の職員が同席せず先住民族計画案の作成を行う NGO のみにて実施される協議及び実施機関の職員が同席する協議の 2 段階の協議が行われることが望ましい。

⁹ 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。注釈 2 同様。

(3) コミュニティとの協議実施枠組み

- プロジェクト実施中に行われる影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分な情報を提供した上での協議を確保するための枠組み (OP4.10 の第 10 項を参照)。

(4) 先住民族がプロジェクトの利益を享受するためのアクションプラン

- 必要に応じ、プロジェクト実施機関の能力強化策も含め、先住民族が文化的に適切な社会的・経済的利益を享受することを確保するための方策を定めたアクションプラン。

(5) 潜在的な負の影響の回避、緩和、代償するためのアクションプラン

- 先住民族への潜在的な負の影響が想定される場合、そうした負の影響を回避し、最小化し、緩和し、もしくは代償するための方策を定めた適切なアクションプラン。

(6) IPP の費用見積り及び資金調達計画。

(7) 苦情処理手続き

- プロジェクトの実施により影響を受ける先住民族コミュニティから生じた苦情に対処するための、当該プロジェクトに適切で利用しやすい手続き。苦情処理手続きの計画立案に際して、借入人は、法的手段や先住民族の慣習的な紛争処理メカニズムの利用可能性を考慮する。

(8) モニタリング

- 先住民族計画の実施に関するモニタリング、評価、報告の適切なメカニズム及び基準。モニタリング及び評価のメカニズムには、影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分に情報を提供した上での協議が含まれている必要がある。

②JICAの出融資承諾(或いはプロジェクト審査)前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつそのようなサブプロジェクトに先住民族への対策を要する可能性がある場合

先住民族計画フレームワーク案の作成

1. 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)に基づき、先方政府による先住民族計画フレームワーク(IPPF: Indigenous Peoples Plan Framework)案の作成を行う。先住民族計画フレームワークには、世界銀行セーフガードポリシーOP4.10 Annex Cに記載ある以下(1)~(7)の内容が含まれる必要がある。

- (1) プロジェクトの下で支援が想定されるプログラム及びサブプロジェクトの種類
- (2) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトの先住民族に対する潜在的な正・負の影響
- (3) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトについて社会アセスメント(OP4.10AnnexAを参照)を行う計画
- (4) プロジェクト形成及び実施の各段階で行われる影響を受ける先住民族コミュニティとの自由で事前の十分に情報が提供された上での協議を確保するための枠組み¹⁰(OP4.10の第10項を参照)
- (5) プロジェクトで支援する活動のスクリーニング、先住民族に対する影響評価、先住民族計画の策定、苦情処理のための制度的取り決め(必要に応じて、キャンペーンビルディングなど)
- (6) 当該プロジェクトに適切なメカニズム及び基準を含めたモニタリング及び報告の取り決め
- (7) 支援が想定されるプログラムまたはサブプロジェクトに対して策定される先住民族計画についての公開の取り決め

¹⁰ 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。